

第1条 (定義)

本会則に定める条項は、ダイセングループ株式会社 KAN コーポレーション。(以下「当社」という。)がその所有運営管理を行うクラブ施設(西尾・小牧・YUGA・GPの施設をいうがそれらに限られない。以下、「本クラブ」という)に適用するものとします。

第2条 (目的)

本クラブは会員制とし、会員の施設利用を通じて心身の健康維持・増進を図るとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第3条 (会員資格)

会員資格は、申込み者について以下のすべての要件に該当すると当社が判断した場合に付与するものとします。

1. 本クラブの趣旨に賛同同意する方。
 2. 健康状態に異常のない方(医師等から運動を禁止されていない方)。
 3. 年齢16歳以上の方。
 4. 暴力団等、反社会的勢力に関係していない方。(暴力団等の関係者でなくなった日から5年を経過しない者を含む)
 5. 刺青(タトゥを含む)をされていない方。
 6. 過去に当社または他社の運営するスポーツクラブ等において、除名等の処分を受けたことがない方。
 7. 性同一性障害や性的マイノリティの方については、当社が別途定める基準に従い個別に検討した上で、本クラブの利用を認めることとします。
- 以上の定めは、法人会員の構成員についても適用します。

第4条 (会員資格の期間)

第5条の規定により所定の入会手続きを行い会員になった日から、会員資格の喪失日(会員資格喪失事由発生日の属する月の末日)迄を会員資格の期間とします。

第5条 (会員の種類及び変更後の取扱い)

会員の種類、及びその資格利用制限等については、第3条を満たした方に対して、それぞれ各クラブの会員募集要項に定める通りとします。但し、クラブは必要に応じて会員種類、及びその資格利用制限等について変更することができるものとします。なお、会員の種類の変更後の取扱いについても同様とします。

第6条 (入会の手続き及び入会キャンペーン)

1. 本クラブに入会をご希望される方は、所定の申し込み手続きを行い、当社の承認を得て、入会金、諸会費等を納入すれば、翌月の1日より会員となるものとします。但し、中途入会の場合は、その当月分の諸会費等を当社に納入すれば、その月の会員証発効日より会員となるものとします。
2. 入会キャンペーンは都度規約を定め実施するものとします。なお、会員除名・強制退会以外の退会者は退会日より6ヶ月間は適用できないものとします。

第7条 (入会金・諸会費等)

会員は、本クラブが別に定める所定の入会金、諸会費、諸費用を当社の所定の方法により納入しなければなりません。当社が止むを得ないと判断した場合以外は諸会費、諸費用は返却しないものとします。入会金について契約開始日以降の申し出については返却しません。また、利用の有無に関らず、退会月まで所定の諸会費、諸費用を支払わなければなりません。

会員が、下記に該当する場合は止むを得ない理由と判断します。

1. 会員が死亡したとき。
 2. 怪我、病気により一ヶ月以上の休養が必要な場合。
- 但し、当月中の申し出については、当月以前の会費等は返却しないものとします。

第8条 (遅延損害)

会員が口座振替による諸会費等の支払において遅延が発生した場合、年利3%(365日計算)の遅延損害金を未納の会費と合わせて支払うものとします。

第9条 (会員証・利用券)

1. 当社は、会員に対し会員証を発行いたします。
2. 会員が本クラブを利用する場合は、会員証を提示するか、当社が発行した利用券(氏名の記載を要します)を提出するものとします。但し、会則第3条を満たした方がご利用いただけます。
3. 会員証の譲渡はできません。
4. 会員証は退会時に当社へ返却するものとします。
5. 会員証の複製は禁止します。会員証の複製による不正利用が発見された場合当社は会員に対し入会月から不正利用月迄会費の支払を求めることができるものとします。

第10条 (禁止事項)

当社は本クラブ内および周辺において、以下の行為を禁止します。

1. 他のお客様または当社スタッフに対しての叩く、蹴る、押す、掴む、その他の暴力行為、または暴言、誹謗中傷、嫌がらせ、睨みつけなど、他人が通常恐怖を感じるような危険な行為、又は大声で叫ぶ、大きな音を立てる等の威嚇行為、待ち伏せ、尾行、つきまとい、強要等の不適切行動。
2. 窃盗、盗撮、のぞき、痴漢、露出、その他の行為で犯罪行為となるもの。
3. 本クラブの設備等の無断持ち出し、叩く、蹴る、落書きするなどによる設備の損壊。本クラブ所定の場所以外での喫煙による汚損。
4. 本クラブ内への刃物・劇薬毒物等危険物の持ち込み。
5. 本クラブ内での政治活動、宗教活動。
6. 本クラブにおいて許可なく行う営業活動、取材活動、勧誘活動、署名活動、ピラ等の配布、張り紙の掲示、撮影等。
7. 酒気を帯びての本クラブへの入館、または本クラブの利用。
8. 許可のない本クラブの設備や特定のエリア等の長時間の独占。

第11条 (利用の禁止)

当社は以下に該当する場合、本クラブの一部または全部の利用を禁止します。

1. 第3条(会員資格)の要件を満たさないことが判明した方。
2. 体調不良、伝染病など他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有する方。
3. 本クラブの安全配慮および秩序の維持から、施設管理権を有する当社が存置を不当と判断した方。
4. 自身の行動に制御が効かない状況にあり、他の利用者に影響が及ぶ恐れがあると考えられる方。
5. その他本クラブの施設を利用することが困難であると当社が判断した方。

第12条 (契約解除)

会員が下記の一つにでも該当した場合は、当社の判断により会員除名(契約解除)することができるものとします。

1. 本会則、その他本クラブの定める利用規則、利用方法に違反したとき。
2. 本クラブの名誉、信用を傷つけ、又は秩序を乱したとき。

3. 諸会費、諸費用の支払を滞納し、相当期限を定めた催告にも応じない場合。

4. 本クラブの施設を故意に破損した場合。
5. その他当社が会員として不適当と認めたとき。

第13条 (退会)

会員が本クラブを退会する場合は、退会希望月の10日までに、当社本部に電話で申請しなければなりません。会員証は利用最終月末日(退会月の末日)までに契約店舗窓口へ返却するものとします。

第14条 (会員資格の喪失)

会員が下記の一つにでも該当した場合は、その資格を失います。

1. 会員が退会したとき。
2. 会員が除名されたとき。(会費返金なし)
3. 会員が死亡したとき。(申告日算にて会費返金)
4. 法人会員にあっては、その法人が解散等により存続できなくなったとき。
5. 入会手続きにおいて虚偽の申告をしたとき、及び、第3条の条件に不適合になったとき。(会費返金なし)

第15条 (休会)

会員が本クラブを休会する場合は、休会希望月の前月15日までに、当社本部に電話で申請しなければなりません。この場合においてクラブが定める休会費を所定の方法にて納入することで休会することができます。

なお、休会期間終了後は何ら手続きを経ることなく自動復帰となるものとします。

第16条 (休業)

本クラブは、当社が定めた定休日、休業日、館内整備、その他の事由により休業することがあります。

第17条 (施設の閉鎖・制限)

当社は、下記の場合、施設の全体もしくは一部を閉鎖又は利用を制限することができます。

1. 天候、災害、その他により開館が不可能と判断したとき。
2. 本クラブの改修、補修、点検等を行うとき。

第18条 (ビジター)

当社は以下の場合、会員以外の者(以下、「ビジター」という)にクラブを利用させることができます。

1. 会員と同伴の場合。
 2. 会則第3条の条件を満たす者で、本クラブの会員の資格利用制限を満たす者。
 3. その他、当社が特に認めた場合。
- 当社は施設運営上、任意の判断によりビジターの施設利用を制限することがあります。ビジターを同伴した会員は、そのビジターの一切の行為について責任を持つものとします。
- ビジターの利用できる施設、利用料金については別途定めます。

第19条 (入会金、諸会費、諸費用等の改定)

当社は本会則に基づいて会員が負担すべき入会金、諸会費等を社会情勢、経済状況の変動等を参考にして改定することができるものとします。

なお、その場合当社は1ヶ月前までに会員に告知するものとし、その方法は本クラブ施設内に掲示及び当社のホームページへ掲載することにより、これを会員に告知するものとします。

第20条 (変更届)

会員は以下に該当する変更の場合、1及び2については変更希望月の前月10日までに変更事由発生後速やかに当社本部に電話で申請しなければなりません。4についての諸届提出期間、各種変更事務手数料等は本クラブが別に定めるものとします。

1. 会員種類の変更
2. 支払方法の変更
3. 住所、連絡先、その他入会申込書記載事項の変更
4. その他クラブが定める諸届

第21条 (解約手数料、各種手数料、諸費用等)

解約手数料、会員証再発行、ロッカーキー紛失の場合の諸費用、その他各種手数料・諸費用については、別に定めるものとします。

第22条 (拾得物)

当社は、本クラブ施設内の拾得物について、一定期間保管後遺失者に返還できなかった場合民法及び遺失物法の規定に従い所轄警察署へ届出対応するものとします。ただし、安全衛生上の問題があると判断する場合は、当該保管期間に限らず処分することができるものとします。

第23条 (告知および連絡)

1. 本会則に別途定めがある場合を除き、本クラブが会員一般に対して行う告知およびご連絡は、原則として本クラブのホームページおよび本クラブ施設内での掲示、メール配信によるものとし、会員は、これらの措置により本クラブからの告知およびご連絡を受領したものとみなします。
- また、当クラブにおけるキャンペーンやその他の告知内容を、会員が認識されなかったことについて、当クラブは、何らの責任も負わないものとします。
2. 前項にもかかわらず、本クラブは、告知および連絡の内容・性質に応じて、会員への郵送、電子的手法等、本クラブ施設内での掲示、配布物の配布、口頭での声掛け、メール配信など、本クラブの判断する手段により、告知および連絡を行うものとします。また、本クラブからの連絡を予め拒否されている会員に対しても、当クラブが必要と判断した場合には、連絡を行うことができるものとします。
3. 本クラブから会員への郵送または電子メール通知等は、会員が本クラブに申告した住所またはアドレス等に宛て発信されるものとし、当該住所またはアドレス等に宛てて発信された書面または電子的手法での連絡が会員に到達しなかったことについて、本クラブは何らの責任を負わないものとします。

第24条 (個人情報保護方針)

当社は、当社が保有する個人情報、当社が別途定める『個人情報保護方針』および『個人情報の取扱いに関して』に基づいて管理・保護します。

第25条 (管轄合意)

本会則に定めのない事項及び本会則に関連する裁判上の紛争が生じた場合は、名古屋地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第26条 (本会則等の改定)

当社は、本会則、利用規定、その他本クラブの運営、管理に関する事項を改定することができます。これらに関する改定については、改定する2ヶ月前までに本クラブ施設内に掲示当社のホームページへ掲載、メール配信することにより通知するものとします。この場合においては第23条第1項の規定が適用されるものとします。